

年管発 0630 第 2 号
令和 3 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局長
市町村長（特別区の区長を含む。） } 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 115 号。以下「改正省令」という。）が本日付で公布されたため通知する。

改正省令の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴下職員に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 改正の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）のうち、被保険者に対する国民年金手帳（以下「手帳」という。）の作成及び交付を規定した国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 13 条及び附則第 7 条の 4 第 2 項等を削除する改正規定が令和 4 年 4 月 1 日から施行される。

これに伴い、手帳に代わり基礎年金番号が確認できる書類として交付する基礎年金番号通知書（以下「通知書」という。）の作成及び交付等に係る規定を国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「国年則」という。）に規定するほか、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）等について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）厚年則の一部改正

ア 厚生年金保険の被保険者であった者が改めて被保険者の資格を取得した場合及び初

めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合は、通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（以下「通知書等」という。）を事業主に提出しなければならないこととすること（第3条関係）。

ただし、事業主に個人番号を提供する場合は、当該提出は不要とすること。

イ 被保険者が氏名を変更した場合に事業主に対する氏名変更の申出を行う際、通知書の提出は求めないこととすること（第6条関係）。

また、これに伴い、事業主が氏名変更の申出を受けた場合に通知書に変更後の氏名を記載しなければならない旨及び変更後の氏名を記載した通知書を被保険者に返付しなければならない旨の規定は設けないこととすること（第16条及び第21条関係）。

ウ 老齢厚生年金の裁定の請求等を行う際に提出する請求書等には、通知書等を添えなければならないこととすること（第30条等関係）。

エ 厚生労働大臣は、初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者に対し、通知書を作成して交付することとすること（第81条関係）。

（2）国年則の一部改正

ア 厚生労働大臣は、初めて国民年金の被保険者の資格を取得した者及び共済組合の組合員等に対し、通知書を作成して交付することとすること（第10条関係）。

イ 通知書には、①基礎年金番号、②氏名（片仮名で振り仮名を付すものとする。）及び生年月日、③通知書を交付した日を記載しなければならないこととすること（第10条関係）。

ウ 被保険者は、通知書を滅失し、若しくは毀損したとき又は通知書に記載された氏名に変更があるときは、厚生労働大臣に対し、通知書の再交付を申請することができることとすること（第11条関係）。

また、厚生労働大臣は、当該申請があったときは、通知書を作成し、被保険者に交付しなければならないこととすること（第14条関係）。

エ 老齢基礎年金の裁定の請求等を行う際に提出する請求書等には、手帳に代えて通知書等を添えなければならないこととすること（第16条等関係）。

オ 国年則第83条の8の規定により共済組合の組合員等に交付される基礎年金番号に関する通知書（以下「基礎年金番号に関する通知書」という。）は廃止することとすること（第83条の8関係）。

カ 通知書の作成及び交付に係る事務については、日本年金機構（以下「機構」という。）に委託することとすること（第116条関係）。

（3）年金手帳の様式を定める省令（昭和49年厚生省令第40号）の廃止

手帳の様式を規定している年金手帳の様式を定める省令を廃止することとすること。

（4）船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）等の一部改正

以下に掲げる法令の規定中、遺族年金の申請等の際に提出する請求書等には、通知書等を添えなければならないこととすること。

- ・ 船員保険法施行規則
- ・ 老齢福祉年金支給規則（昭和 34 年厚生省令第 17 号）
- ・ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 22 号）
- ・ 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和 61 年厚生省令第 17 号）
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）
- ・ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 9 年厚生省令第 32 号）
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成 11 年厚生省令第 54 号）
- ・ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 14 年厚生労働省令第 27 号）
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 170 号）
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 49 号）
- ・ 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 2 号）
- ・ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 108 号）
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号）

(5) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の一部改正

日雇労働者が、日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に個人番号カードを提示した場合は、住民票の写し等は添えないことができることとすること。

(6) その他

各法令の規定中「国民年金手帳」を引用している部分を削除又は通知書に変更する等の所要の規定の整備を行うこと。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

(2) 経過措置

ア 改正省令の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日。以下「施行日」という。）において手帳又は基礎年金番号に関する通知書（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者（以下「既交付者」という。）に対しては、通知書を交付しないこととすること（附則第 2

条関係)。

イ 既交付者は、手帳等を滅失し、若しくは毀損したとき又は手帳等に記載された氏名に変更があるときは、厚生労働大臣に対し、通知書の再交付を申請することができることとする(附則第3条及び第4条関係)。

また、厚生労働大臣は、当該申請があったときは、通知書を作成し、被保険者に交付することとする(附則第5条関係)。

ウ 施行日において現に交付されている手帳等について、年金関係手続の請求書等に添付する書類として引き続き使用することができるよう、施行日以後は、改正省令による改正後の各法令の規定による「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」とみなして使用することができることとする(附則第6条関係)。

エ 既交付者に係る法第14条に規定する厚生労働省令で定める記号及び番号は、手帳の記号番号又は基礎年金番号に関する通知書に記載された記号番号とすることとする(附則第7条関係)。

オ 施行日において行われている手帳の再交付の申請については、改正後の規定により行われた通知書の再交付の申請とみなすことができることとする(附則第8条関係)。

カ その他国民年金手帳の廃止に伴う所要の経過措置を設けること。